

令和 7 年度
大阪府農業振興地域整備審議会
議案書

農整第 1614 号
令和7年10月21日

大阪府農業振興地域整備審議会会長 様

大 阪 府 知 事

令和7年度大阪府農業振興地域整備審議会について（付議）

標記について、下記議案について審議会に付議します。

記

- ・第1号議案 大阪府農業振興地域整備計画の変更について

第 1 号議案

大阪府農業振興地域整備基本方針の変更

大阪府農業振興地域整備基本方針 の変更について

令和7年10月21日（火）

大阪府環境農林水産部
農政室整備課

(1) 令和 7 年農振法改正の背景・概要

改正のポイント①：国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に

- ・国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け
- ・国内の農業生産の増大を基本とし、**安定的な輸入・備蓄**について新たな位置付け
- ・**農業生産基盤等の確保**のための**輸出の促進**を新たに位置付け
- ・合理的な費用を考慮した**価格形成**を新たに位置付け

25年間で明らかになった課題

<世界の食料需給の不安定化による輸入リスクの増大>

- ・気候変動による食料生産の不安定化
- ・世界的な人口増加等に伴う食料争奪の激化
- ・国際情勢の不安定化

<良質な食料を入手できない食品アクセス問題の増大>

- ・小売・スーパーの撤退
- ・高齢者を中心とした買い物の移動の不便さの増大
- ・貧困・格差の拡大



改正後の基本理念

- ・食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた上で、国全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加え、**国民一人一人の入手の観点を含めたものとして、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義**（第2条第1項）
- ・食料の安定的な供給については、**農業生産の増大を基本とし、安定的な輸入・備蓄の確保**について新たな位置付け（第2条第2項）
- ・食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保が重要**である旨を位置付け（第2条第4項）

農振法等の改正

食料安全保障強化に向けた農地制度見直しについて

- 食料安全保障の根幹は、人と農地の確保。
- 農地は食料生産の基盤であり、農地の総量確保と適正利用のための措置を強化するとともに、人口減少に対応し、将来にわたっての農地の総量確保を図るため、人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化についても所要の措置を講じていく。

【具体的な措置】

農地の確保・適正利用に係る措置の強化

<農地の総量確保のための措置>

○ 農地の総量確保のための措置の強化

→ 県の面積目標の達成に向けた措置及び農用地区域の変更に係る国の関与強化 等

○ 農地転用に係る手続の厳格化

→ 農地転用許可後の定期報告及び原状回復命令に従わない者の公表

<適正利用のための措置>

○ 農地の権利取得の厳格化

→ 農地の権利取得時の法令遵守状況等を確認し、不適正な農地利用を防止 等

農地の確保・適正利用に
係る措置を強化した上で

将来にわたって農地の総量を確保し、最大限活用を図るための措置

○ 人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化

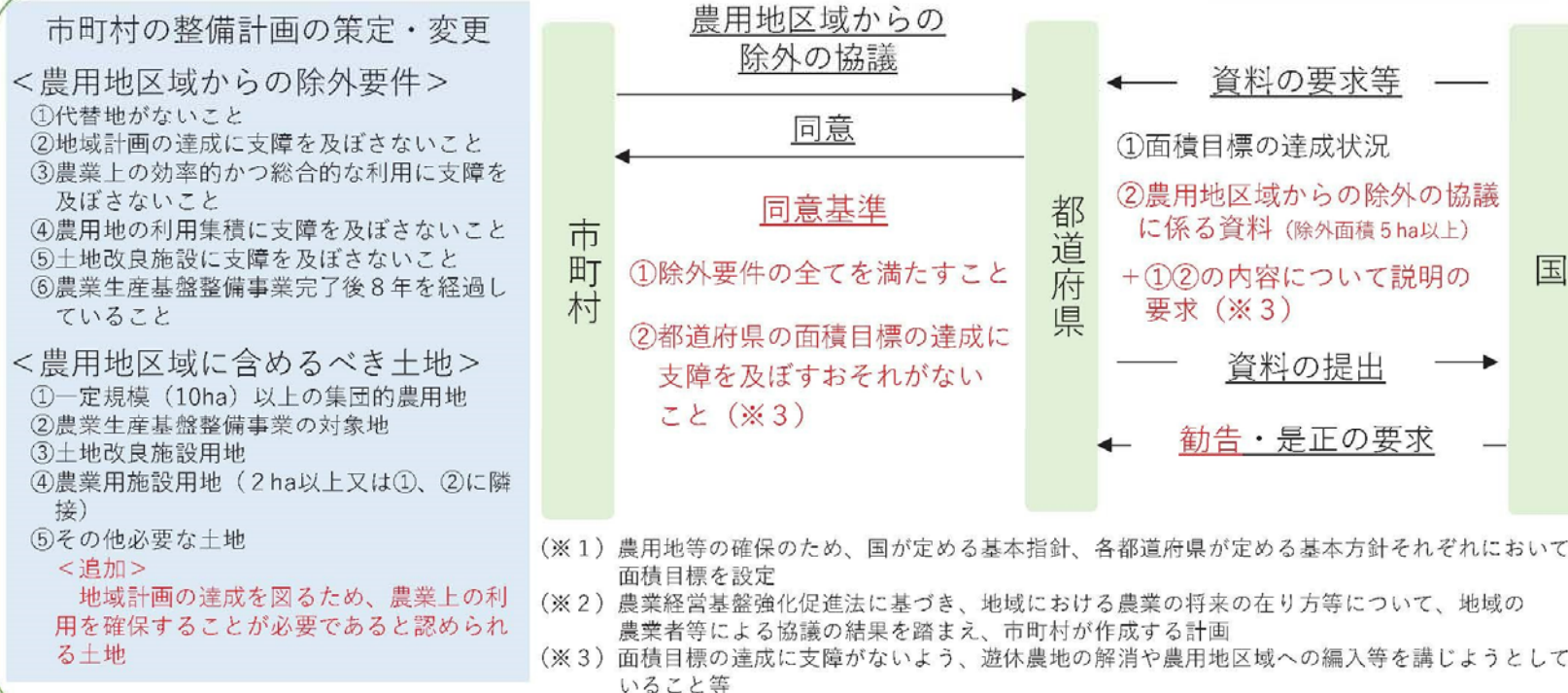
→ 懸念払拭措置を講じた上で食品事業者等との連携による出資の柔軟化

農地の総量確保のための措置の強化（農振法）

- 目的規定に**食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨**を明記
- **国と地方公共団体の責務**及び国の基本指針・都道府県の基本方針（※１）の**面積目標の対象を農用地区域内の農用地に明確化**するとともに、基本指針策定に当たっての**国と地方の協議の場を法定化**
- 農用地の総量確保の措置として、①**除外に係る都道府県の同意基準の追加**、②**国の関与に係る手続を整備**
- 農用地区域に定めるべき土地として、**地域計画（※２）の達成のために必要な土地を追加**

農地の総量確保のための措置の概要

以下の赤字は改正部分

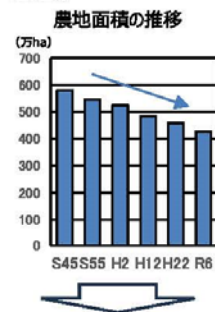


農業振興地域制度の概要 — 農振法(昭和44年制定) —

＜目的＞ 農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進により、農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図るとともに、国民に対する食料の安定供給の確保及び国土資源の合理的利用に寄与する。

農地を巡る情勢

日本の農地面積は、宅地等への転用や荒廃農地の発生により年々減少。食料供給力の低下が懸念。



農地は農業生産の基盤であり、食料安全保障の観点から、適切に確保していく必要。

農地制度

- ◆農業振興地域制度により、農業上の利用を図るべき土地を農用地区域としてゾーニング（転用不可）
- ◆農地転用許可制度により、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導

農用地区域の設定

農業振興地域

都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域

農用地区域

市町村がおおむね10年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域 **〔転用原則禁止〕**

設定要件

- 次の土地については農用地区域に設定
 - ア 集団的農用地（10ha以上）
 - イ 農業生産基盤整備事業の対象地
 - ウ 農道、用排水路等の土地改良施設用地
 - エ 農業用施設用地（2ha以上又はア、イに隣接するもの）
 - オ 地域計画の達成のために必要な土地など、農業振興を図るために必要な土地

【計画達成に向けた措置（農用地区域内農地のメリット）】

- ✓ 生産基盤整備等農業施策の集中的実施
- ✓ 農地集団化等の交換分合
- ✓ 税制優遇措置 等

農用地区域からの除外

～農地転用のための農用地区域からの除外～

- 道路等や地域の農業振興に関する市町村の計画に基づく施設等の公益性が特に高いと認められる事業の用に供する土地
- 上記以外の場合は、次の要件の全てを満たす場合に限り除外が可能

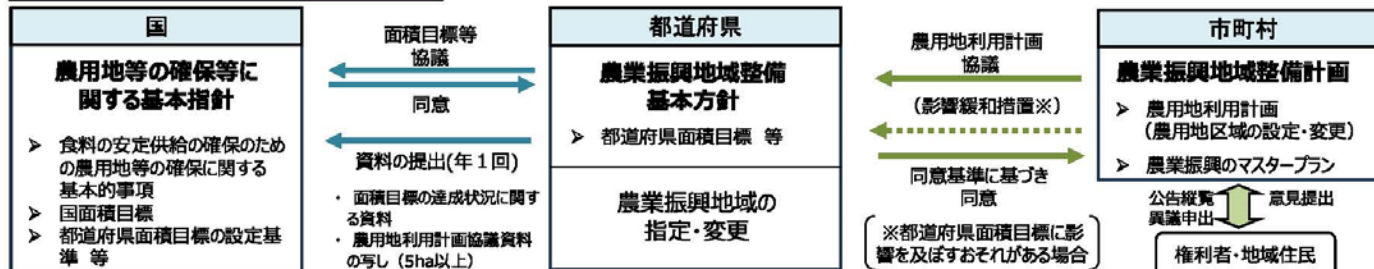
除外要件

- ア 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- イ 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ウ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- オ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- カ 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

同意基準

- 除外要件の全てを満たすこと
- 都道府県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと（影響緩和措置（荒廃農地の解消や農用地区域への編入等）により農地確保が見込まれる見込みがある場合は同意可）

優良農地の確保に向けた仕組み



(2) 「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更

主な変更内容

(1)食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な事項

改正農振法により基本指針に新たに定めることとなった、農用地等の確保に関する基本的な考え方を追加

(2)農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標

国における令和17年の確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積の目標については、これまでのすう勢を踏まえ、計画期間の施策効果を織り込み、390万haと設定（令和5年時点の農用地区域内農地の面積：396.7万ha）

(3)都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準に関する事項

上記(2)を踏まえ、都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準に関する事項を変更

(4)その他

基本計画の変更を踏まえた記載の見直し等、所要の変更

農地確保の必要性和農用地区域内農地の面積の目標

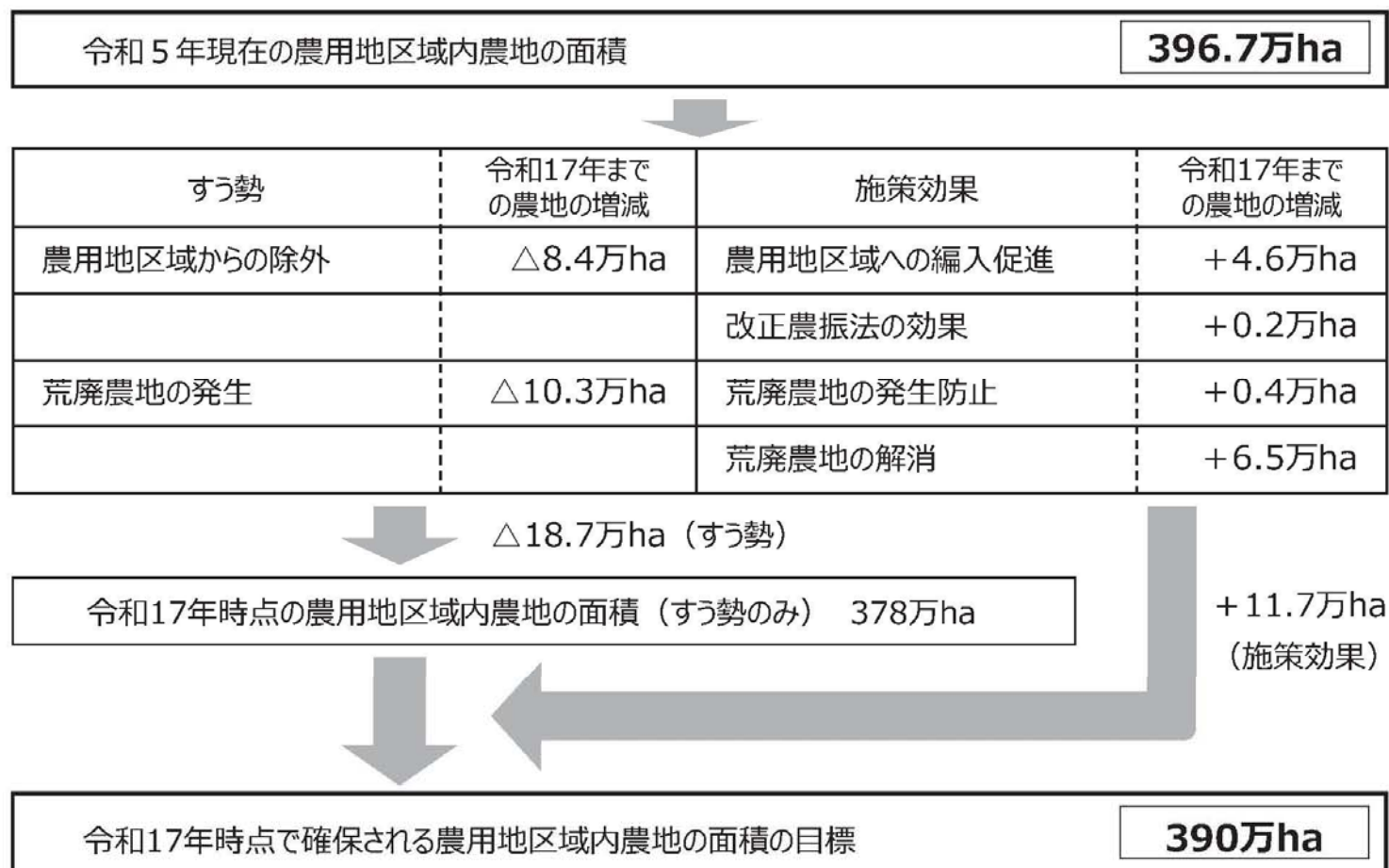
- ◆ 農地は国内の農業生産の基礎的資源。農地は一度潰^{かい}廃させると復元することが非常に困難であることから、その確保を図ることが重要。
- ◆ 国及び都道府県において、確保すべき農用地区域内農地の面積の目標を設定しているが、農地の減少は進行。
- ◆ 改正農振法において、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置を強化。これを踏まえ、国と地方公共団体が一体となって適切な運用を図る必要。



改正農振法において、面積目標の達成に向け、農用地区域からの除外に関する措置等を強化

国の農用地区域内農地の面積の目標

- ◆ 国の農用地区域内農地の面積の目標については、近年の農地面積の変動のすう勢や今後見込まれる施策効果を踏まえ、令和17年時点で390万ヘクタールと設定。



（注1）ラウンドの関係により数値が合わない場合がある。

（注2）「すう勢」は、「農用地区域からの除外」及び「荒廃農地の発生」が同水準で継続した場合の農地面積の減少である。

(3) 大阪府農業振興地域整備基本方針の変更

大阪府農業振興地域整備基本方針の構成

- 第1 都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
- 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（指定予定地域）
- 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- 第4 農用地等の保全に関する事項
- 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
- 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
- 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

都道府県の農用地区域内農地面積目標の設定基準

- ◆ 都道府県の農用地区域内農地面積の目標は、国が示す設定基準に基づいて設定（基準は国の目標設定に準拠）。
- ◆ 基準となる農地面積に、考慮要素を加減し、目標を設定。

※現在国と協議中で変更の可能性あり

基準となる農用地区域内の農地面積（令和5年現在の農用地区域内の農地面積）

※農地（耕地）以外の土地（荒廃農地、山林、原野、雑種地等）は含まれない

考慮要素	設定基準	算定方法の概要
1 農用地区域からの除外（－）	これまでのすう勢が今後も継続した場合に見込まれる農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外面積	令和2年から5年までのすう勢により算出
2 荒廃農地の発生（－）	これまでのすう勢が今後も継続した場合に見込まれる荒廃農地の発生面積	令和2年から5年までのすう勢により算出
3 農用地区域への編入促進（＋）	農振白地農地のうち、農用地区域とすることが適当な農地（集团的に存在する農地であって一定の要件を備えたもの）の相当部分の面積を積極的に編入	令和5年における農振白地農地のうち、①及び②の農地を編入するものとして算出 ① 20ha以上の集团的農地 ② 10ha～20haの集团的農地のうち基盤整備済み農地
4 荒廃農地の発生防止（＋）	これまでのすう勢が今後も継続した場合に見込まれる荒廃農地の発生防止の面積	各都道府県における担い手への農地集積目標を踏まえて、新たに担い手に集積される農地に応じた発生防止効果を算出
5 荒廃農地の解消（＋）	抜根、整地等により、通常の農作業による耕作が可能になると見込まれる荒廃農地の解消が見込まれる面積	令和2年から5年までの解消面積の4か年平均値（荒廃農地のストック面積が増加している場合には、その増加率により補正した値）が継続するものとして算出 ※都道府県において、算出した施策効果が過大になると判断する場合は、全国のストック面積増加率の1.03を用いた算定も可能
6 独自に考慮すべき事由（±）	都道府県独自の施策の推進による編入の促進や荒廃農地の発生防止効果の出現 定期見直し等により、農用地区域の設定要件を満たさないと判断されたことによる除外 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による除外等	【共通】個別具体的に国との協議において決定 ▶ 市町村ごとに、基準年の翌年以降の基礎調査による除外面積の実績又は実施中の基礎調査による除外面積見込みが算定可能な場合は当該面積を計上 ※おおむね5年ごとに定期的に基礎調査を行っている市町村に限り、次回調査による除外面積が令和12年末までに明らかとなる蓋然性が高いと認められる場合には、過去の調査結果に基づいて算定した、調査1回分相当の除外面積見込みの計上が可能（真に計上を必要とする特段の事情がある場合には、令和13年から17年末までに実施予定の調査による除外面積見込みの追加計上も排除しないが、その際は、国としても、都道府県から当該市町村のこれまでの調査の実施状況や特段の事情の内容等を個別具体的に確認し、目標期間までの調査の実施及び計上する面積の確実性について判断） ▶ ① 開発計画策定自治体内の開発担当・農地担当間において、土地の位置や規模等についての調整が調い、 ② ①の自治体と協議先（例：市→県、県→国）の農振担当部局との間の土地利用調整が開始されたもの については、都道府県面積目標案に計上することを可とし、 国は、面積目標の期間中に開発が確実に実行される見込みを確認

大阪府
4,355ha

大阪府算定

▶ Δ206ha

▶ Δ165ha

▶ +154ha

▶ +23ha

▶ +72ha

▶ Δ156ha

9

都道府県面積目標（令和17年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標）

基準年からの増減
-410ha

R17目標年
3,945ha

(4) 今後のスケジュールについて

R7.4.1 改正農振法施行

R7.8.1 新ガイドライン施行

R8.4.1 府新方針等施行

